

渋谷区地域防災計画

第 4 部 大規模事故編

目次

| | |
|--------------------|----|
| 第1編 総則 | 1 |
| 第1章 計画の方針 | 1 |
| 第1節 計画の目的及び前提 | 1 |
| 第2節 計画の性格及び範囲 | 1 |
| 第3節 計画の修正 | 1 |
| 第4節 他の法令に基づく計画との関係 | 2 |
| 第5節 計画の習熟 | 2 |
| 第6節 震災編に準拠する事項 | 2 |
| 第7節 想定される大規模事故等 | 2 |
| 第2編 事故災害対策計画 | 3 |
| 第1章 全般 | 3 |
| 第1節 基本方針 | 3 |
| 第2節 活動体制 | 3 |
| 第2章 個別対策 | 6 |
| 第1節 鉄道事故 | 6 |
| 第2節 航空機事故 | 9 |
| 第3節 道路事故 | 13 |
| 第4節 大規模停電事故 | 16 |
| 第5節 群衆雪崩事故 | 19 |

第1編 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、渋谷区防災会議が作成する計画であり、区内における大規模な火災、爆発、車両の大規模な衝突事故等のような、通常の事故と異なり、社会的に大きな影響を及ぼすまたはその可能性がある大規模な事故災害に係る予防、応急対策及び復旧を実施し、区民の生命、身体及び財産を大規模な事故災害から保護し、「安全・安心なまち 渋谷区」を実現することを目的とする。

第2 計画の前提

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ女性や高齢者、障がい者、子ども、外国人などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。

災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

また、令和2年度における新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進していく。

第2節 計画の性格及び範囲

第1 計画の性格及び範囲

- 1 この計画は、渋谷区の地域に係る事故災害に関し、渋谷区の処理すべき事務又は業務を中心として、東京都及び指定地方行政機関等が渋谷区の地域に関して処理する事務又は業務を包括する総合的かつ基本的な計画である。
- 2 この計画は、渋谷区、東京都及び指定地方行政機関等の責任を明確にするとともに事務又は業務の一貫性を図る計画である。
- 3 この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づき都知事から区長に委任された場合の計画又は都知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助業務に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときは、

これを修正する。

防災関係機関は、関係のある事項について計画修正案を渋谷区防災会議に提出する。

第4節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、渋谷区の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するもので、指定行政機関等が作成する防災業務計画又は東京都地域防災計画大規模事故編等に抵触するものであってはならない。

第5節 計画の習熟

各機関は、平素から自ら、若しくは共同して防災に関する調査研究、訓練その他の方法により計画の習熟に努めなければならない。

第6節 震災編に準拠する事項

本計画は、事態が発展し区長が災害対策本部の設置を決定した後の活動は、「震災編」に準拠する。

第1 震災編に準拠する事項

- 1 災害対策本部を設置した後の活動
- 2 渋谷区の地勢及び人口
- 3 その他共通する事項

第7節 想定される大規模事故等

- 第1 鉄道事故
- 第2 航空機事故
- 第3 道路事故
- 第4 大規模停電事故
- 第5 群衆雪崩事故

第2編 事故災害対策計画

第1章 全般

第1節 基本方針

第1 基本方針

大規模事故災害は、地震災害、風水害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響範囲が局地的である。したがって、応急対策に不可欠な交通ネットワーク、ライフライン、情報網への影響も限定的と考えられる。

また、一般に区民生活への影響は広範囲に及ばず、事故そのものへの対応が中心となると想定されることから、大規模事故災害への基本的な方針を次のように定める。

- 1 迅速な人命救助と二次災害の防止
- 2 迅速かつ正確な情報収集
- 3 被災住民等への適切な支援

第2 対策の実施者

大規模事故災害対策は、原則として事故の原因者、所管施設の管理者、警察機関及び消防機関が中心となり、救出・救急・消火活動、二次災害の防止等の対応を実施する。

しかし、事故による被害が甚大な場合、あるいは住民等へ影響が及ぶ恐れがある場合は、区の機能をもって応急対策を実施する。

なお、災害の種別に応じて必要な事項については、第2章「個別対策」に記述する。

第2節 活動体制

第1 情報収集の強化

- 1 日頃より、警察機関や消防機関をはじめとする防災関係機関との連携を密にするとともに、災害時に迅速かつ確実な伝達が行われるよう、情報収集・伝達体制の整備に努める。
- 2 大規模事故発生の情報入手した場合、又は大規模事故発生のおそれがあると認められた場合は、防災関係機関等から情報を収集するほか、事故現場に職員を派遣するなど、いち早い状況の把握に努める。

第2 災害応急対策本部

区長は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部の設置までに至らない場合は、関係局区が連携し応急活動を実施するため、災害応急対策本部を

設置し対応する。

1 設置基準

- (1) 大規模事故災害により、相当の被害が発生し、又は相当の被害が予想される災害で災害対策本部の設置に至らないとき
- (2) その他区長が必要と認めたとき

2 所管事務

災害応急対策本部では、次の事務を所掌する。

- (1) 災害情報の収集及び伝達に関すること
- (2) 災害応急対策の実施及び連絡調整に関すること

3 組織

- (1) 本部長

- ① 本部長は、危機管理対策部を担当する副区長とする。
- ② 副区長が欠けた場合は、第二の副区長が本部長となる。

- (2) 本部員

本部員は、危機管理対策部長、危機管理対策監、経営企画部長、区民部長、福祉部長、健康推進部長、都市整備部長、まちづくり推進担当部長、環境政策部長、土木部長の職にあるものを持って充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、それ以外の者を本部員に指名することができる。

災害応急対策本部は、災害対策本部が設置された場合及び災害に係る応急対策が終了した時、又は災害の発生する恐れがなくなった時に廃止する。

第3 災害対策本部

大規模事故の場合、災害応急対策本部を廃止し、災害対策本部を設置する。その運営等は、「震災編」に準じる。

第4 情報収集

大規模事故においては、情報を一元的に管理し、情報の共有化を図る。

第5 救助、救援活動等

救助、救援活動等は、警察署、消防署及び区が連携して行うこととし、関係機関はこれに協力する。また、行方不明者の調査については警察署が行う。

動物による危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制の確立を図る。

第6 警備、交通規制、警戒区域の設定

事故等が原因でガス爆発、アンモニア漏えい等が発生した場合、区民が事故現場周辺に留まることにより二次災害を招くおそれがある。こうした事態を避けるため、区は、警察署、消防署と連携し、警備、交通規制、警戒区域の設定を行う。

事故等の被害状況、原因等が明確になっていない場合は、最悪の事態を想定し、警察、消防、事故当事者機関等と協議し、二次災害の危険性を判断する。

第7 避難

大規模火災、危険物の漏えい、爆発事故などの大規模事故が発生した場合には、事故発生付近の区民を避難させる必要がある。区長は、災害対策基本法に基づき警察署、消防署と連携し区民等を危険地点から避難、誘導させる。

第8 広報

事故等が発生した場合の広報について、区は、基本的に区民等にその情報を提供することとする。特に、二次災害やパニックのおそれのある場合には、区民をはじめ事業者、来街者にも迅速に正確な情報を適宜提供する必要がある。また、事故等により人的被害があった場合の安否情報の取扱いについては、関係機関と調整し対応する。

第9 遺体の収容、検視、検案

大規模事故等により多数の死亡者が発生した場合には、その捜索、収容、検視・検案等の各段階において、区は都、警察署、その他関係機関等と相互に連携し対応することとする。

第2章 個別対策

第1節 鉄道事故

区内を走る鉄道事業者は、都交通局、JR東日本、東京地下鉄、東急電鉄、京王電鉄、小田急電鉄で構成されて、大量の輸送需要に应付している。高速で多数の人々を反復して輸送するという性格上、万一大規模な事故が発生した場合には、多くの人命に係わる被害が発生するおそれがある。

このため、鉄道事故の発生及び被害の拡大を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、その対策を定めるものである。

第1 予防計画

各鉄道事業者は、事故災害の予防のため次のとおり保安対策を講ずる。

1 鉄道事業者

各鉄道事業者に対しては、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められている。

このため、鉄道事業者は、車両や踏切施設をはじめとする各種保安施設等に関連する旅客輸送等の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行う。

第2 応急対策

旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災等の大規模な事故が発生した場合、以下の応急措置を行う。

1 鉄道事業者

- (1) 事故等発生と同時に運転規制等初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。
- (2) 列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次被害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。
- (3) 事故情報等を乗客に伝達し秩序維持に努める。
- (4) 避難措置の情報等は、関係機関に通報する。
- (5) けが人が発生した場合、救護班等を編成し応急救護にあたる。
- (6) 不通区間が生じた場合は、バスや他社線等による振替輸送等代替措置を講ずる。

2 情報収集

区は、鉄道事故等の大規模事故においては、以下の情報を収集・報告する必要があり、情報を一元的に管理し、情報の共有化を図る。

(1) 事故列車に関する情報

- ① 事故列車の列車番号、車両形式、発着地等
- ② 乗客（特に死亡者、負傷者）の住所、氏名等

(2) 被害情報

- ① 事故列車の状態、二次被害の可能性等
- ② 被災者の有無、人数、程度、対応状況等

(3) 応急対策の実施状況

- ① 関係機関等の活動状況
- ② 避難に関する情報

(4) 被災者に関する情報

- ① 負傷者の受入れ医療機関名・人数・受入状況
- ② 遺体仮安置状況

(5) 復旧に関する情報

- ① 列車運行再開の見込み
- ② 被災地における上下水道・ガス・電気・道路等の被害状況・復旧の見込み

3 救助・救急活動

区は、被災者の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努める。

また、保健医療調整本部を設置し、必要に応じ緊急医療救護所を開設する。

医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

4 交通規制

警察機関は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者及び地域住民に広報する。区は、防災行政無線等を通して広報に協力する。

5 避難

区は、警察と協力し、人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難場所及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、鉄道事故により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設し、収容する。

6 広報

鉄道事故は、社会的にも大きなインパクトを与えるものであり、また、一度に多数の死傷者が出ることから、被災者家族への情報提供や地域住民等への広報は重要である。

また、報道機関に対しては、適時適切に対応することとする。

(1) 被災者の家族等への情報提供

乗客被災者の家族等への情報提供は、可能であれば鉄道事業者等が中心となってあたることになるが、渋谷区も乗客被災者のほか、一般区民被災者の家族等への情報提供のため、災害情報を収集し、被災者家族に役立つ次の情報について、適切に提供する。

- ① 鉄道事故の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報

④ 関係機関の災害応急対策に関する情報

⑤ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

区は、災害現場付近の区民及び来街者に対して、安全確保や規制等に関する以下の広報を行う。

① 災害の概要

② 避難指示等

③ 避難場所情報

④ 応急対策の情報

⑤ 地域住民がとるべき行動

⑥ 交通規制

(3) 報道機関への対応

区は、収集した情報のうち渋谷区及び防災関係機関で確認・調整できた内容について適宜公表する。なお、被害等の発表にあたっては、個人のプライバシーにも充分留意することとする。

7 遺体の収容

区は、遺体の収容所を設置し、遺体の収容を行う。

第2節 航空機事故

令和2年3月の羽田空港新飛行経路の運用開始に伴い、区内上空はその航空路の一部となっている。航空機は大量の引火性燃料を搭載しており、地上に墜落、炎上等の事故が発生した場合、広域にわたる多数区民等を巻きこんだ被害の発生が予想される。

そこで、平常時における機関相互の連絡協力体制等の整備、被害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため区及び防災関係機関の実施する対策を定めるものである。

第1 予防計画

航空機事故を防止するため、東京空港事務所は、次の保安対策を講ずる。

- 1 空港内における航空機の安全な運航を確保するため、飛行場施設（滑走路、誘導路、エプロン等）及び航空保安施設等の良好な維持管理を行う。
- 2 空港に離着陸する航空機及びその周辺空域を飛行する航空機の安全と円滑な運航を確保するため航空管制、運航管理等の必要な措置を行う。
- 3 航空会社等の関係機関に対し機会あるごとに、保安対策（ハイジャック等防止対策を含む）について、指導、啓もうする。
- 4 航空機事故に迅速かつ適切に対処するため、関係機関の協力を得て、空港内において消火救難の図上訓練、部分訓練及び総合訓練（空港外を含む）を実施する。

第2 応急対策

航空機災害が発生又はまさに発生しようとしている場合、以下の応急措置を行う。

1 情報収集

区は、航空機事故においては、以下の情報を収集・報告する必要があり、情報を一元的に管理し、情報の共有化を図る。

(1) 事故航空機に関する情報

- ① 事故航空機の便名、発着地、機種等
- ② 乗客及び乗務員の住所、氏名等

(2) 被害情報

- ① 事故機の状態、二次被害の可能性等
- ② 被災者の有無、人数、程度、対応状況等

(3) 応急対策の実施状況

- ① 関係機関等の活動状況
- ② 避難に関する情報

(4) 被災者に関する情報

- ① 負傷者の受入れ医療機関名・人数・受入状況
- ② 遺体仮安置状況

(5) 復旧に関する情報

- ① 航路運行再開の見込み
- ② 被災地における上下水道・ガス・電気・道路等の被害状況・復旧の見込み

2 消火活動

航空機火災は、大量の液体燃料を搭載しているなどの理由により、他の火災とは異なる特徴を持つことから、防災関係機関等は次の点について留意した消火活動を行う。

- (1) 泡放射は原則として風上又は風横から行う。
- (2) 地面等平面的な部分が燃焼している場合は、努めて噴霧泡又は高発泡により消火を行うものとし、胴体、翼部分等が燃焼している場合及び長距離射程を必要とする場合は、棒状泡により消火する。
- (3) 燃料の流出により火勢を拡大させないように、土砂等の散布を考慮する。
- (4) 離陸時墜落の場合は、相当量の燃料が搭載されており、火勢の急激な拡大が予想されるので迅速な消火体制をとる。
- (5) 主翼内に燃料タンクが設けられているので、主翼部分の破壊を避け、燃料漏れがある場合は、その個所を土砂、泡消火剤等で覆う。
- (6) 加熱された車輪を急激に冷却すると車輪が破損することがあるので注意する。
- (7) 油火災は輻射熱が強いので、耐熱服の着用に留意する。
- (8) 火災現場及びその周辺では「火気厳禁」の措置を行う。
- (9) 泡沫は、防顔マスクを被覆し、視界を減ずるので、必要な場合のほかは救助隊員に直接泡沫を応用することを避けるよう注意する。
- (10) 引火、爆発等の非常時に備え、全体の状況が把握可能な位置に安全監視員等を配置する。

3 救助活動

航空機災害が発生した場合、乗客、地域住民の生命、身体の安全を図るため、防災関係機関等は次の点について留意した消火活動を行う。

- (1) 非常口の位置、開閉要領及び燃料の位置の把握に努める。
- (2) 出入り口及び非常口の開放装置は機種により異なり、ハンドル等を押すか、引っ張るか、又は回しの方法で開放する。
- (3) 機体の破壊にあたって破壊可能な個所は機種により異なるが、一般的に非常口の上部が適当で、三連梯子、梯子車等を利用し選定する。
- (4) 機体の強固な骨組箇所（リベット・ネジ等）を避け、大型油圧救助器具等により破壊する。機内進入位置は、進入が容易で、進入隊員や支援活動が集中して援護できる位置を選定する。
- (5) 機内進入は、開閉が最も容易である出入り口、又は非常口から行い、これらの開放が困難な場合は、機体を大型油圧救助器具等により破壊し進入する。
- (6) 乗客が多数閉じ込められている場所の近くに、三連梯子、梯子車及びタラップ等を設定し進入する。
- (7) 非常口の脱出用シューターの誘導ロープを利用し進入する。
- (8) 機内進入後、活動スペースの確保のため座席等の取り外しを行う。
- (9) 挟まれ等の要救助者は、大型油圧救助器具等により救出する。
- (10) 三連梯子、梯子車、タラップ及び脱出用シューターにより救出する。

- (11) 旅客機の脱出用シューターでの乗客の脱出はパニック状態になることが予想されるので、地上で脱出行動を補助し滑走路面への激突を防止する。
- (12) 機内乗客等の救出は、出入り口等に近く救出が容易なものから迅速に行う。
- (13) 航空機の油圧システムに用いられる作動油は、直接肌に触れるとただれたり、眼に入ると失明するなど、危険な性質を持っている。したがって、作動油に直接触れたり油圧システム系の配管をみだりに切断するなどしないよう注意する。

4 救急活動

区及び消防、都、警察機関並びに当該航空事業者は、救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

区は、保健医療調整本部を設置し、必要に応じ緊急医療救護所を開設する。

医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

5 交通規制

警察機関は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者及び地域住民に広報する。区は、防災行政無線等を通して広報に協力する。

6 避難

区は、警察と協力し、人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難場所及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設し、收容する。

7 広報

航空機災害は、社会的にも大きなインパクトを与えるものであり、また、一度に多数の死傷者が出ることから、被災者家族への情報提供や地域住民等への広報は重要である。

また、報道機関に対しては、適時適切に対応するものとする。

(1) 被災者の家族等への情報提供

乗客被災者の家族等への情報提供は、航空会社等が中心となって行うことになるが、渋谷区も乗客被災者のほか、一般区民被災者の家族等への情報提供のため、災害情報を収集し、被災者家族に役立つ次の情報について、適切に提供する。

- ① 航空災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

災害現場付近の区民及び来街者に対して、安全確保や規制等に関する以下の広報を行う。

- ① 災害の概要

- ② 避難指示等
- ③ 避難場所情報
- ④ 応急対策の情報
- ⑤ 地域住民がとるべき行動
- ⑥ 交通規制

(3) 報道機関への対応

区は、収集した情報のうち渋谷区及び防災関係機関で確認・調整できた内容について適宜公表する。なお、被害等の発表にあたっては、個人のプライバシーにも充分留意することとする。

8 防疫

防疫については、事故航空機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図り、応急対策を講じる。

9 遺体の収容

区は、遺体の収容所を設置し、遺体の収容を行う。

第3節 道路事故

区内の道路は、多方面と繋がっている首都高速道路、国道、都道、区道と都心交通網の要となっている。また、こうした道路において、車両火災、車両からの危険物の流出・漏洩、広範囲にわたる道路陥没などの大規模な事故が起こった場合には、渋滞等の通行の弊害になるだけでなく区民の人命や財産に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、道路事故の発生を未然に防止し被害の軽減を図るため、その対策を定めるものである。

第1 予防計画

1 道路管理者等

- (1) 管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び崩落による危険箇所等を調査し、把握しておく。
- (2) トンネル内には、火災報知機や火災感知器等の通報設備、警報設備、消火設備、避難施設、映像監視設備などを可能な範囲で整備する。
- (3) 事故等の統計により、事故の発生する危険性の高い地点を把握するとともに、必要な場合には防護柵改良や案内標識の改良などの安全対策を実施する。
- (4) 道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時において緊急パトロールを実施し、監視体制の強化を図る。
- (5) 事故等の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者及びに地域住民に広報する。
- (6) 道路施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資器材を保有し日常的に整備点検する。

第2 応急対策

道路事故が発生又はまさに発生しようとしている場合、以下の応急措置を行う。

1 道路管理者

- (1) 道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、警察、消防及び国土交通省へ通報するとともに、被害軽減と拡大の防止を図るため、広域的応急対策を実施する都へ報告する。
また、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるため、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。
- (2) 道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な応急活動を速やかに実施するため、必要な体制を執る。
- (3) 二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。

(4) 消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執る。

2 情報収集

区は、道路事故等の大規模事故においては、以下の情報を収集・報告する必要があり、情報を一元的に管理し、情報の共有化を図る。

(1) 車両に関する情報

- ① 事故車両の数、機種等
- ② 被害者の住所、氏名等

(2) 被害情報

- ① 事故車両の状態、二次被害の可能性等
- ② 被災者の有無、人数、程度、対応状況等

(3) 応急対策の実施状況

- ① 関係機関等の活動状況
- ② 避難に関する情報

(4) 被災者に関する情報

- ① 負傷者の受入れ医療機関名・人数・受入状況
- ② 遺体仮安置状況

(5) 復旧に関する情報

- ① 道路復旧の見込み
- ② 被災地における上下水道・ガス・電気・道路等の被害状況・復旧の見込み

3 救助・救急活動

区は、被災者の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努める。

また、保健医療調整本部を設置し、必要に応じ緊急医療救護所を開設する。

医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

4 交通規制

警察機関は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者及び地域住民に広報する。区は、防災行政無線等を通して広報に協力する。

5 避難

区は、警察と協力し、人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難場所及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、道路災害により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設し、収容する。

6 広報

道路事故は、社会的にも大きなインパクトを与えるものであり、また、一度に多数の死者が出ることから、被災者家族への情報提供や地域住民等への広報は重要である。

また、報道機関に対しては、適時適切に対応するものとする。

(1) 被災者の家族等への情報提供

被災者の家族等への情報提供は、道路管理者が中心となってあたることになるが、区も乗客被災者のほか、一般区民被災者の家族等への情報提供のため、災害情報を収集し、被災者家族に役立つ次の情報について、適切に提供する。

- ① 道路事故の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

災害現場付近の区民及び来街者に対して、安全確保や規制等に関する以下の広報を行う。

- ① 災害の概要
- ② 避難指示等
- ③ 避難場所情報
- ④ 応急対策の情報
- ⑤ 地域住民がとるべき行動
- ⑥ 交通規制

(3) 報道機関への対応

区は、収集した情報のうち渋谷区及び防災関係機関で確認・調整できた内容について適宜公表する。なお、被害等の発表にあたっては、個人のプライバシーにも充分留意することとする。

7 遺体の収容

区は、遺体の収容所を設置し、遺体の収容を行う。

第4節 大規模停電事故

現代社会生活に欠かすことのできない電力の長時間・広範囲の供給停止は、区民の生活に多大な影響を及ぼす。このため大規模停電を未然に防止するとともに、停電発生時の被害の軽減を図るため、基本的な事項を定めることとする。

第1 予防計画

1 設備・備蓄の整備

(1) 電力事業者

停電状況の情報を収集し、また、早期に停電を復旧させるため、倒木処理等につき締結した協定に基づき、連携体制を強化するよう努める。

また、電源車の配備や、他地区の電力会社からの受援体制の整備に努める。

(2) 通信事業者

固定電話及び携帯電話の不通状態を早期に解消するため、通信事業者は、不通地域における特設公衆電話の運用・追加設置や電源車・移動基地局車の配備等が可能になるよう体制の整備をする。

(3) 鉄道事業者

停電発生時の運行情報等につき、関係機関に情報提供が可能となるよう体制の整備をする。

2 区民、民間事業者等の停電に対する備えの強化

(1) 停電により生じ得る危険

停電により次のような危険があることについて理解し、回避するために備えるよう努めることとする。

- ① 設備や機器の機能喪失（特に生命の維持に直結するもの。例：在宅医療における酸素ボンベ等）
- ② 熱中症・低体温症等
- ③ 車中泊等によるエコノミークラス症候群
- ④ ロウソク等使用による失火
- ⑤ 家電等における通電火災（復電時に起こる火災）
- ⑥ 信号滅灯等による交通事故
- ⑦ 給水ポンプ停止による断水

(2) 所有物の飛散による電線の破線等の防止

所有物の飛散による電線の破線等を防止するため、台風・突風・暴風等が予想される時は、屋外に置いてある所有物が飛散しないように、屋内に移動したり、屋外で固定したりするなどして、事前に飛散防止対策をとるよう努める。

(3) 備蓄の確保

停電に対する備えとしては次のような物資が想定される。

- ① 携帯電話・スマートフォン用充電器及びモバイルバッテリー

停電発生により、通信手段の確保をする必要があるため、携帯電話・スマートフォン用の充電器やモバイルバッテリー（携帯型予備電源）等を備蓄するよう努める。

② LEDランタン・懐中電灯・ヘッドライト

夜間の身の安全の確保や良好な生活環境の確保のため、LEDランタン・懐中電灯・ヘッドライトなど用途に応じた照明器具の備蓄に努める。

③ 自動車等の燃料確保

停電発生により、ガソリンスタンドが閉鎖する可能性があるため、台風等事前に停電が発生することが想定される場合は、燃料の確保に努める。

④ 発電機等

停電時に非常用電源として活用するため、発電機の備蓄に努める。特に、電源喪失により生命の危険に直結するような機器等を使用している場合、可能な限り備蓄に努めること。

第2 応急対策

1 事業者

(1) 情報の収集・伝達

① 情報連絡体制の確保

停電情報の収集及び対策の検討を円滑に行うため、電力事業者や通信事業者等は、区に対し、連絡調整員を派遣することを検討する。

電力事業者の連絡調整員の派遣がされた場合、区は、ホットラインを開設するなど、停電情報の収集に努める。

② 停電情報の収集・伝達

電力事業者は、高圧線・低圧線・引込線の破線等を原因とする停電について、システムによる確認・区民等からの通報・作業員による確認等により情報を収集するとともに、関係機関に連絡・ホームページへの情報公開に努めることとする。

また、停電の復旧時期について、可能な限り正確に見極め、公表するよう努めることとする。

2 情報収集

区は、大規模停電においては、以下の情報を収集・報告する必要があり、情報を一元的に管理し、情報の共有化を図る。

(1) 被害情報

① 停電の状態、二次被害の可能性等

② 停電戸数、対応状況等

(2) 応急対策の実施状況

① 関係機関等の活動状況

② 避難に関する情報

(3) 復旧に関する情報

① 再開の見込み

② 上下水道、ガス、道路等の被害状況・復旧の見込み

3 交通規制

警察機関は、必要に応じで交通規制を行う。また、その旨を交通関係者及び地域住民に広報する。区は、防災行政無線等を通して広報に協力する。

4 避難

大規模停電により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設し、収容する。

5 広報

大規模停電は、社会的にも大きなインパクトを与えるものであり、地域住民等への広報は重要である。区は災害時情報管理システム、ホームページ、防災無線等を通じ、停電地域、戸数、復旧見通し等を周知する。

また、報道機関に対しては、適時適切に対応することとする。

第5節 群衆雪崩事故

区内では、ハロウィーン、12月31日に実施される渋谷カウントダウン等において、群衆雪崩等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生する可能性がある。

このため、群衆雪崩事故防止に関して行事等の主催者が留意すべき事項と発生した場合の渋谷区の体制と各部の役割等について明らかにし、安全対策の促進を図る。

第1 予防計画

1 行事等の主催者

- (1) 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察との連絡体制を図る。
- (2) 消防機関への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに消防機関と連携した救急・救護体制を図る。
- (3) 行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかけることとする。

2 鉄道事業者等

鉄道事業者等は、改札、階段等乗降客の流れを阻害する恐れのある箇所の施設・設備の改良に努めるとともに、必要に応じて駅員等による乗降客の誘導を行うなど、雑踏事故の防止に努めることとする。

3 警察

- (1) 事故発生時の主催者等の対応体制について、事前に主催者等と調整を行うとともに、必要に応じ、警戒体制の確保や交通規制を実施することとする。
- (2) 特に群衆雪崩の危険性がある場合には、行事の実施要領等について、必要に応じ、その対策を主催者等に要請することとする。

4 消防

- (1) 事故発生時の主催者等の対応体制について、事前に主催者等と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保することとする。
- (2) 特に緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者等に要請することとする。

5 渋谷区

- (1) 群衆雪崩が発生する可能性がある個所を事前に設定し、監視体制の強化を図る。
- (2) 必要に応じ、酒類販売の自粛をお願いする。

第2 応急対策

1 災害即応本部

区長は、ハロウィーン、渋谷カウントダウン等の群衆雪崩事故の発生が予想される際、災害即応本部を設置し群衆雪崩事故に備える。

(1) 所管事務

災害即応本部では、次の事務を所掌する。

- ① 災害情報の収集及び伝達に関すること
- ② 災害応急対策の実施及び連絡調整に関すること

(2) 組織

本部長は、危機管理対策部長とする。

(3) 本部員

本部員は、危機管理対策監、防災課長の職にあるものを持って充てる。ただし、本部が必要と認めるときは、それ以外の者を本部員に指名することができる。

2 災害応急対策本部

事故の一報を受けた段階で、副区長を本部長とする災害応急対策本部を渋谷区役所8階に設置するとともに、事態の規模等に応じ職員の参集範囲を決定する。

3 災害対策本部

事故が大規模の場合、災害応急対策本部を廃止し、災害対策本部を設置する。その運営等は、「震災編」に準じる。

4 情報の収集

警察・消防等との調整のため、警察・消防の現地対策本部に連絡員を派遣し、関係機関との調整及び情報の収集を実施する。

5 救助・救急

行事等の主催者は、事故直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力を要請する。

区は、被災者の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努める。

また、保健医療調整本部を設置し、必要に応じて緊急医療救護所を開設する。

医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6 交通規制

警察機関は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者及び地域住民に広報する。区は、防災行政無線等を通して広報に協力する。

7 避難

区は、警察と協力し、人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難場所及び危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、行事参加者等に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設し、收容する。

8 広報

群衆雪崩事故は、社会的にも大きなインパクトを与えるものであり、また、一度に多数の死傷者が発生することから、被災者家族への情報提供や地域住民等への広報は重要である。また、報道機関に対しては、適時適切に対応するものとする。

(1) 被災者の家族等への情報提供

被災者の家族等への情報提供は、行事等の主催者が中心となって行うことになるが、区も被災及びその家族等へ、次の情報について、適切に提供する。

- ① 群衆雪崩事故の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

災害現場付近の区民及び来街者に対して、安全確保や規制等に関する以下の広報を行う。

- ① 災害の概要
- ② 避難指示等
- ③ 避難場所情報
- ④ 応急対策の情報
- ⑤ 地域住民がとるべき行動
- ⑥ 交通規制

(3) 報道機関への対応

収集した情報のうち渋谷区及び防災関係機関で確認・調整できた内容について適宜公表する。なお、被害等の発表にあたっては、被災者個人のプライバシーにも充分留意することとする。

9 遺体の収容

区は、遺体の収容所を設置し、遺体の収容を行う。